

## 第1回条例検討会の意見の集約(案)について

分類	集約内容
ベースをどこに置くか	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討のベースは、「長野県地球温暖化防止県民計画」とする。</li> <li>2 条例では、県民計画に実効性をもたせるものとする。</li> <li>3 条例の理念は、県民計画の2050年を見据えたものにする。 具体的な取組みについては、2010年を目標とする。</li> </ol>
県民の合意形成をどうするか	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民合意を得るためには、検討会として初期段階から幅広い各層からの意見聴取が必要である。 (例えば、業界団体、環境保全に取り組む企業、環境保全協会、小中学校の児童・生徒・教職員などから。)</li> <li>2 意見をもとに検討会で論点整理をし、条例に意見を反映する必要がある。</li> <li>3 県民の議論を起こせるように検討会での議論を広くPRすることも必要。</li> <li>4 事務局が地元説明会、市町村説明会などを行うときは検討委員へも可能な限り同行を依頼する。</li> </ol>
主な課題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討会として業界との軋轢(営業権等の問題)を生じても条例で規制をかけるかどうか。</li> <li>2 条例で出来ることと条例ですべきことの区別をつけること。</li> <li>3 県民計画の個々の対策を条例に盛り込むだけでなく、県民計画全体をどうしていくのかという視点での検討も必要。 (例えば、県民計画の対策の責任の所在の明確化と進捗状況の把握が出来るような条例にする。)</li> <li>4 市町村の負担(予算、職員配置等)を考慮すること。</li> <li>5 温暖化対策は、市町村や事業所の協働が必要だが、地域協議会や地球温暖化防止センターなどとどんな働きができるかもポイント。</li> <li>6 森林に関する議論が必要。</li> <li>7 公共交通機関のあり方について。</li> <li>8 信州省エネラベルについて。</li> </ol>
その他	<p>検討は条例項目に限定せず、規則内容に係るものも含めて全体的な検討を行う。内容的な振り分けは事務局が行う。</p>